

〔車検をとることを前提とした車検証の有効期限の表示〕


Q. 当店は、車検が切れている中古車は、全て車検をとってから販売しているため、広告には、車検をとることを前提に、2年後の車検証の有効期限を表示したいのですが、問題ないでしょうか？

A. 規約では、「車検証に記載されている有効期限を「自動車検査証の有効期限」として表示すること」としています。

したがって、車検が切れている中古車について、2年後の期日を有効期限として表示することはできません。車検が切れている中古車には「車検証の有効期限が切れている」旨（「検切れ」、「検無」等）を表示してください。

なお、納車時まで定期点検整備（2年(24ヶ月)点検）を実施し、定期点検整備費用を車両価格に含め、「定期点検整備付き」で販売する場合は、（車検証の有効期限が切れている旨を表示した上で）「検2年付」と表示することはできます。

【正しい広告表示の例】「検2年付」の場合



スカーレット 1.3X 2WD CVT

支払総額 105万円

車両価格98万円 諸費用7万円

■保証付き（部分保証1年間走行無制限） ■定期点検整備付き ■初度登録2021年
■**検2年付** ■シルバー ■4.9万km ■修復歴なし ■車台番号302 ■・・・

※支払総額には、保険料、税金（法定費用含む）、登録料に伴う費用（検査登録手続代行費用、車庫証明手続代行費用）、リサイクル預託金相当額等、購入の際に最低限必要なすべての費用が含まれています。

※支払総額は、10月現在、県内登録（届出）で店頭納車の場合の価格です。
お客様の要望に基づくオプション等の費用は別途申し受けます。

※検2年付 **車検証の有効期限が切れています。2年(24ヶ月)点検整備を実施します**
(納車時・整備費用は車両価格に含む)。

■「検2年付」の表示を行う際は、[FAQ『「検2年付」の表示について』](#)をご参照ください。